

III 計画の基本的事項

1 基本的な考え方

DV対策の推進に当たっては、次の「基本的な考え方」に基づき、被害者の人権を尊重しながら関係機関が緊密に連携して施策を推進します。

(1) DVは犯罪行為をも含む重大な人権侵害であること

DVは、身体に対する暴力のみならず、心身に有害な影響を及ぼす精神的暴力や性的暴力等も含まれ、時には犯罪にもなりうる深刻な暴力行為です。主に外部から発見が困難な家庭内で行われることから潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄い傾向にあることから被害が深刻化しやすい特性があります。DVは性別や年齢、加害者の職業・社会的地位にかかわらず発生していますが、被害者は女性であることが多く、男女が置かれてきた社会的・経済的問題を背景とした女性に対する人権侵害であり、男女平等の実現の阻害要因となっています。

DVの発生や深刻化を防止するためには、DVの被害者又は加害者から相談を受けたり被害の発生に気付いた人が、DVを軽視したり、或いは戸惑うことなく適切な助言ができるよう、正しい理解を促進することが重要です。

全ての県民がDVについて理解を深めることで、誰しもがDVの加害者にも、被害者にも、傍観者にもならない、DVを許さない社会づくりを目指します。

(2) 被害者的人権と意思は尊重されなければならないこと

被害者には、家庭内で繰り返し行われる暴力による恐怖と不安から、自身や家族に生命や健康の危機が及んでいるという深刻な状況を客観的に捉えることができない場合が多いという特性があります。また、自分が被害に気付いた場合でも、自身の就業の継続や子どもの教育等の事情により直ちに逃げられない場合や、逃げない選択をすることもあります。

支援者は、このような被害者の抱える複雑な問題や揺れ動く心情を理解し寄り添い、プライバシーの保護のもと、被害者の意思を尊重し求める支援を確認しながら、安全・安心の確保に向けて対応していくことが必要です。

あわせて支援者は、必要に応じて心理教育やカウンセリング、精神的なケアを行うことにより被害者の自尊心や自己決定力の回復、トラウマの軽減につなげ、被害者が再度の被害に遭うことなく、自身や家族の人権を大切にしながら自立した生活を送ることができるよう支援することも重要です。

(3) DVの防止並びに被害者の適切な保護及び自立に向けた切れ目のない支援は、国、県、市町村の責務であること

被害者にとって、一時保護された後、住居の確保、就業先の選定、子どもを同伴している場合は預け先の確保や学校生活の再開など多岐にわたる課題に直面することになり、離婚を望む場合は法律的な対応が、精神的なケアのために医療的な対応も場合によっては必要となります。高齢者や障害者、外国人である場合は、さらにきめ細かな対応が必要です。

このような深刻な事態が引き起こされないようDVを防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図ることについて、DV防止法第2条には、国及び地方公共団体の責務であること

が定められています。DVの防止や被害者の自立までの道のりを支えるにあたり、国、県、市町村が密接に連携を取りながらDV防止法や関連法に定められた制度のみならず、県・市町村が有する各種制度を有効に活用して各機関が連携しながら適時適切に支援していくことが重要です。

また、近年、児童虐待案件とDV案件との連携した対応が求められるなど、DV施策と他施策を組み合わせ、多面的に展開する必要性も高まっています。

(4) 施策の推進にあたっては、国、県、市町村と民間支援団体等の連携・協働が不可欠であること

被害者に係る民間支援団体の多くは、DV防止法施行以前から先駆的な取組を行っており、長年の活動で蓄積された知見をもとに専門的かつ柔軟な被害者支援を実施しています。また、民間支援団体の広域的なネットワークは、被害者の一時保護や自立支援において大きな役割を果たしています。

DV防止に向けた教育・啓発等の効果的な推進や複雑・多様化する被害者に対するきめ細かな支援を行うためには、国、県、市町村と民間団体等が相互理解のもと連携・協働し、それぞれの強みを活かしながら取り組んでいく必要があります。

2 基本目標及び重点取組

DVの防止及び被害者保護を推進するために、次の項目を基本目標に掲げ、必要な施策を総合的に推進します。また、第4次改定版期間中においては、第3次改定版期間中の社会情勢の変化や本県の現状と課題を踏まえ、次の取組を特に強化します。

(1) DVを許さない社会づくりの推進

【重点取組】

- ・全ての県民を対象としたDVに関する正しい理解の促進
- ・DVの加害者、被害者、傍観者にならないための啓発の強化
- ・デートDVや性暴力被害防止のための若年層への教育の強化

(2) DV被害者支援対策の充実

【重点取組】

- ・被害者を早期発見し、相談窓口へつなぐ取組の強化
- ・様々な困難を抱える被害者一人ひとりに寄り添った支援の充実
- ・被害者のこころの回復支援の充実

(3) DV対策の推進体制の充実

【重点取組】

- ・DVと児童虐待との関連を踏まえた児童相談所や市町との連携強化
- ・相談員等の資質向上に向けた研修の充実

3 計画の体系図

本計画では、次の「基本目標」のもと、18の「施策の展開」に基づき各種施策に取り組みます。

